

要支援者等を含む高齢者に配慮した事業を実施する活動団体を補助金で応援します！

訪問型支援

買物代行、調理
ごみ出し等の生活支援



配食支援

栄養バランスのとれた食事の提供



見守り支援

定期的な訪問
による見守り



横浜市では、歳を重ねても、ちょっとした周りからの手助けが必要になっても、住み慣れた地域で積極的に活動的に暮らせる、ポジティブ・エイジングな社会を目指しています。そんな誰もが支え、支えられる地域づくりを、横浜市が応援します！

【事前相談期限】

令和7年10月31日（金）まで

【申請期間】

令和7年11月4日（火）～11月28日（金）

(補助対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日)

【申請先】

横浜市 健康福祉局 地域包括ケア推進課
(〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10)

【申請方法】

「サービス・活動B等補助金申請システム」で提出

①支援機関へ事前相談

○日常生活圏域（主に中学校区程度）で活動をしている場合（予定を含む）

☞ 各地域ケアプラザ又は特養併設地域包括支援センターへご相談ください。

○区域での活動をしている場合（予定を含む）

☞ 各区社会福祉協議会または、区役所高齢・障害支援課 高齢者支援担当へご相談ください。

②①の事前相談を受け、区高齢・障害支援課が団体情報をお伺いし、健康福祉局地域包括ケア推進課へ申請のためのシステムアカウント付与を依頼

③区高齢・障害支援課からログインアカウントを受け取り、システムから申請書を提出 ※ログインアカウントがないと、申請できません

概要

どんなことをやると、 補助金の対象に なるの？

住民主体のボランティアが、要支援等の自宅に定期的に（週1回以上）訪問し、

- ① 買物代行や、調理、ごみ出し等の生活支援
 - ② 栄養改善を目的とした配食や見守り
 - ③ 定期的な訪問による見守り

のいずれかの活動を行い、そのうち、活動を利用することが介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置づけられた要支援者等（※）への支援の提供回数が、年間240回以上である場合

→ 活動費60万円/年間 を補助します。

詳細は、横浜市ホームページに掲載の「**令和8年度申請版 サービス・活動B等補助事業の手引き【活動団体用】**」を御確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kaigoyobo-kenkoudukuri-ikigai/service-b.html>)



※ サービス・活動Bにおける「要支援者等」とは…

- ①要支援1・2の要介護認定がある人又は要支援相当で基本チェックリストを活用して事業の対象となった人（事業対象者）で、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントの結果、サービスへの参加がケアプランに位置付けられた人

②「①」として活動を利用していた人で、令和3年4月1日以降に要介護1から5の認定を受けた後も、継続的に活動への参加が介護予防ケアマネジメントの結果、ケアプランに位置づけられた人のことをいいます。



「認定区分」は
ママー記載があります

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等

支援計画			
介護保険サービス 又は地域支援事業 (総合事業のサービス)	サービス 種別	事業所 (利用先)	期間
地域のサロンに通うこと で、外出の機会を確保し、近所との繋がりをつ くったり、介護予防に資 するプログラム（脳トレ・ 歌など）に参加する (週1日程度)	横浜市 通所型 支援	サービ ス・活動 Bの活動 団体名 (サロン 名称)	
話し相手・見守り・ご み出し等、生活支援 等を通じて、在宅生 活を見守る（週1日 程度）	横浜市 訪問型 支援	サービ ス・活動 Bの活動 団体名 (活動名 称)	